

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。子ども・子育て支援新制度では「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を三つの柱とし、少子化の課題に取り組むべく、市町村においては平成27年に子ども子育て支援事業計画を策定することになりました。

こうした中、本市では、これまで平成20年3月策定の「嘉麻市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」、平成22年3月策定の「同計画（後期計画）」により子育て支援の施策を進めてきましたが、子ども・子育て支援法の施行を踏まえ、行動計画の「子どもが輝き安心して子育てできるまち 嘉麻」の基本理念を引き継ぎながら、平成27年2月に「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（第一期）」を策定いたしました。

この第一期計画策定以降も、依然として子どもや子育てをめぐる環境は変化しており、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充が打ち出されています。さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されます。

このような状況変化に対応し、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、第一期計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）を見直し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

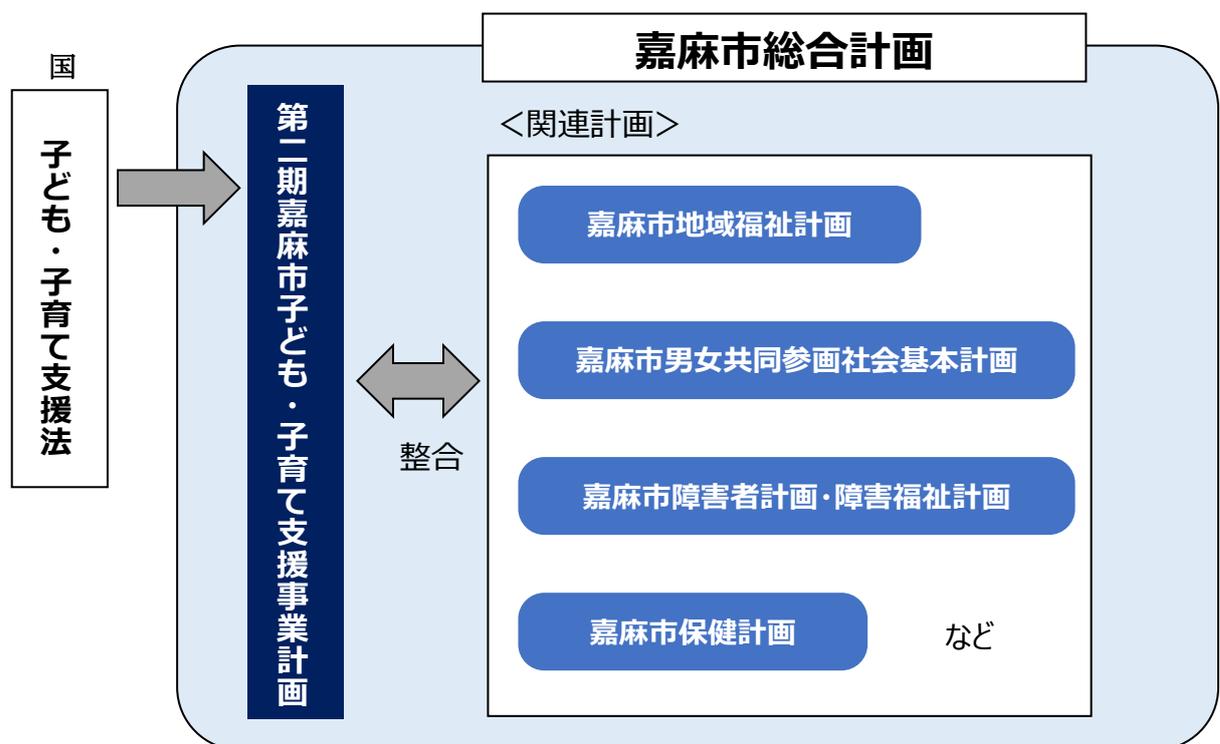
## 2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容や実施時期、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

### 【子ども・子育て支援法から抜粋】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」「障害者計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。なお、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行います。

2015年度 平成 27年度	2016年度 平成 28年度	2017年度 平成 29年度	2018年度 平成 30年度	2019年度 令和 元年度	2020年度 令和 2年度	2021年度 令和 3年度	2022年度 令和 4年度	2023年度 令和 5年度	2024年度 令和 6年度
第一期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画				

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 嘉麻市子ども・子育て支援会議による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「嘉麻市子ども・子育て支援会議」において、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、嘉麻市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と、小学校児童（小学1年生～6年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和2年1月6日（月曜日）から令和2年2月14日（金曜日）までの間に、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。